

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会  
会 員 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は定款第 20 条第 3 項の規定により会員について定めるものとする。

(入 会)

第 2 条 定款第 20 条の規定により本会会員になろうとするときは、別記様式（省略）の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(代表者)

第 3 条 会員が法人又はこれに準ずる者であるときは、会員権を行使する代表者を定めて届け出なければならない。

2 前項の代表者を変更するときも同様とする。

(退 会)

第 4 条 会員は下記の場合には退会したものとする。

- (1) 本人から申し出があったとき
- (2) 死亡又は解散のとき

(除 名)

第 5 条 会員で本会の名誉を傷つけ又は本会の趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(会 費)

第 6 条 会員は下記の区分により会費を納めなければならない。

(1) 市町村社会福祉協議会

人口階段別（毎年度 4 月 1 日現在）に定める下表の基本額 a と、基準率 b と人口の積との和の額。（年額）

NO.	人口規模 (人以上)	人口規模別	
		基本額 a	基本率 b
1	1	50,000	1.20
2	50,000	65,000	0.90
3	150,000	91,000	0.73
4	300,000	160,000	0.50

$$\text{会費額} = a + \text{人口} \times b$$

(2) 公私社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする団体

年額 15,000 円以上

(3) 公私社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする施設

保育所、知的障害児通園施設、母子生活支援施設、難聴幼児通園施設、乳児院、  
知的障害者通園寮 年額 7,500 円  
その他の施設 年額 15,000 円

(4) 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護  
保険施設 年額 15,000 円

(5) 里 親 年額 3,000 円

(6) 賛助会費

法人、団体、事務所 1 口 年額 50,000 円以上

個人 1 口 年額 3,000 円以上

2 年度の中途より入会する場合、または、年度の中途に退会する場合は以下により会費を納めるものとする。

(1) 年度の上半期に入会したもの、または、年度の下半期に退会したものは、前項に規定する会費の全額

(2) 年度の下半期に入会したもの、または、年度の上半期に退会したものは、前項に規定する会費の半額

(会費の納入時期)

第 7 条 会費は会長が定めて通知するまでに納めなければならない。

(会費の変更)

第 8 条 第 6 条の会費は、評議員会の議決により変更することができる。

#### 附 則

1. この規程は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。

2. この規程は昭和 58 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

3. この規程は昭和 61 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

4. この規程は平成 2 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

5. この規程は平成 7 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

6. この規程は平成 11 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

ただし、市立施設の会費については当分の間 5,000 円を 3,000 円に、10,000 円を 6,000 円に読み替えて施行する。

7. この規程は平成 12 年 5 月 31 日一部改正し平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

8. この規程は平成 14 年 5 月 29 日一部改正し平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

9. この規程は平成 16 年 4 月 1 日一部改正し平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 16 年度の会費は当該年度の 4 月 1 日現在の市町村数をもとに現行規程により算出した額とする。

10. 改正後の規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、市立施設の会費については当分の間 7,500 円を 3,000 円に、15,000 円を 6,000 円に読み替えて、県立、町村立施設の会費については当分の間 7,500 円を 5,000 円に、15,000 円を 10,000 円に読み替えて施行する。